

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

刈谷市長 稲垣 武

市町村名 (市町村コード)	刈谷市 (232106)	
地域名 (地域内農業集落名)	刈谷中地区 (元刈谷・重原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月5日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は平成18年に土地改良総合整備事業、平成21年に土地改良事業が実施された水田地帯である。地区内の担い手は4名(個人2・法人2)でその集積率は約57%である。農業者の高齢化・後継者不足等により自作農が減少している。猿渡川の北側及び逢妻川の東側に面した細長い地区であり、区画が小さい農地や細い農道が多く、特に西側のエリアは大型機械での耕作ができないため担い手の参入が進まない要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における水稲を主要作物としつつ、畦畔の除去などを行うことで効率的な営農が図れるように努め、担い手への集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用して、担い手へ農用地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	基盤法による相対の利用権で設定されている農用地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定に切り替え、農用地の集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	耕作条件の悪いエリアにおける圃場整備を関係機関・団体と連携して進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	農事組合法人が若い世代の従業員の受け入れも行っており、組織として継続的に農業を続けていく体制を整えているため、関係機関とともに支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	農業支援サービスを行う事業者の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②農事組合法人による大規模な有機米の栽培に取組む。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

